

## 変更点①

＜新たな防災気象情報(大雨・河川氾濫等に関する情報)＞  
 情報名称に「レベル」が付記  
 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表

### 現在

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む洪水警報等	
河川数	約400河川	約1,800河川	—	—
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと	市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫
発表指標	水位(実測・予測)	水位(実測)	流域雨量指数、表面雨量指数(観測・予測)	表面雨量指数(流域雨量指数)(観測・予測)
情報名称	5	氾濫発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報(混水害)
	4	氾濫危険情報	氾濫危険情報	大雨警報(混水害)
	3	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	大雨注意情報 <small>※警戒レベル相当情報としての位置づけなし</small>
	2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	洪水注意情報
	1	早期注意情報	早期注意情報	早期注意情報

### 変更

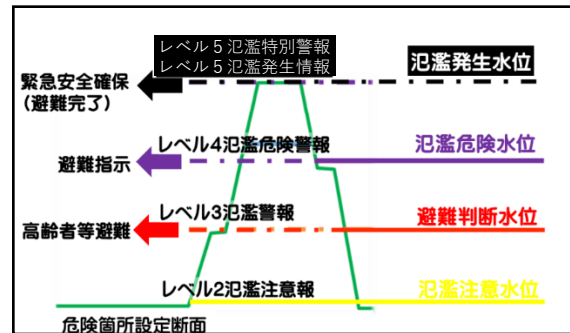
河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む洪水警報等	
河川数	約400河川			
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台			気象台
発表単位	河川ごと	河川事務所・都道府県による水位情報は、これまでどおり発表することとし、警戒レベルとの関係は変更しない。		市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫			内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫
発表指標	水位(実測・予測)			表面雨量指数・流域雨量指数(観測・予測)
情報名称	5	レベル5氾濫特別警報		大雨に関する情報で扱う。
	4	レベル4氾濫危険警報	当面は、大雨に関する情報でも扱う。	レベル5大雨特別警報
	3	レベル3氾濫警戒情報		レベル4大雨危険警報
	2	レベル2氾濫注意情報	洪水予報河川への移行を促進	レベル3大雨警戒情報
	1	早期注意情報		レベル2大雨注意情報

## 変更点②

＜水防法の改正(氾濫等の通報 第24条の2 新設)＞

河川管理者は、その管理する河川について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

警戒レベル	河川水位	内容
レベル5相当	氾濫発生	氾濫発生(事象)
	氾濫発生水位	氾濫が開始する水位(新規)
レベル4相当	氾濫危険水位	氾濫が起こる可能性がある水位
レベル3相当	避難判断水位	避難の目安になる水位
レベル2相当	氾濫注意水位	水防団が出動する目安になる水位
レベル1相当	水防団待機水位	水防団が準備する目安になる水位



## 【令和8年度の方針】

県管理区間における氾濫発生水位の設定については、詳細な検証後設定する。

・氾濫等の通報は、市町村長が適切に緊急安全確保措置の指示ができるよう情報の確度が重要な観点となり、確度が低い場合、まだ十分に避難所へ向かうことで難を逃れられる可能性の高い住民らが、不用意に水平避難を諦め、被災する事態も起こりかねない。(R8.2国交省説明資料 抜粋)

## 変更点③

＜ホットラインの変更＞

水防法第24条の2に基づき、「水位周知河川」において氾濫が発生したときのホットラインを実施する。(これまでも実施していたが法律に明記された。)

洪水予報河川についてはこれまでどおり。

洪水予報河川	水位周知河川
【事務所長→首長】 (1) 避難判断水位(レベル3)に達し、氾濫警戒を公表したとき  【土木部長→首長】 (2) 氾濫危険水位(レベル4)に達し、氾濫危険警報を公表したとき (3) 氾濫が発生し、氾濫特別警報を公表したとき	【事務所長→首長】 (4) 避難判断水位(レベル3)に達したとき (5) 氾濫危険水位(レベル4)に達したとき (6) 氾濫が発生したとき

